

SPRING FILE NO. 11

租登第七五号鉦区台帳

（肉保善類）  
許可及

9N1845

共同石炭  
6  
8



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80

Blue

Cyan

Green

Yellow

Pink

Magenta

White

Black



KODAK Color Control Patches

©Eastman Kodak Company, 1997

30COLOR



鉦区番号	福岡県 租鉦权登録才 755号
増区事由	租才755号租鉦区の増加申請 福岡県採掘权登録才2470号石灰・耐火粘土採掘 鉦区K0135号租鉦权登録才755号租鉦区の 増加
鉦区所在地	福岡県嘉穂郡 稻築町 1市地内
鉦区面積	549 ㎡ 現有 3,120 ㎡
出願年月日	昭和42年7月20日
登録年月日	昭和42年7月28日
鉦業者	福岡県北九州市若松区本町5丁目九番拾号 租鉦者 共同石灰鉦業株式会社
住所氏名	代表取締役 入交太兵衛

控

111

昭和42年7月20日

収領通知書 郵便用紙 第 8 号  
昭和 42 年 7 月 20 日

〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1  
三井物産株式会社 庶務課

三井物産株式会社 庶務課

福岡通商産業局長 黒部

昭和42年7月20日

〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1  
三井物産株式会社 庶務課

記号加

振替簿設定申請の認可について (通知)

昭和42年7月20日

福岡 嘉穂郡新井町1丁目 地内  
全振替振替記録第75号振替簿(大株主振替記録)から  
全振替振替記録第75号振替簿の記号加申請

存続期間 設定認可の日から昭和43年3月31日まで

別振替者名 共同石炭鉱業株式会社

総振替者名 株式会社 漆生鉱業所

上記振替簿は、別紙添付の区域について認可します。

福岡県 簿記登録第755号  
昭和42年7月28日登録  
順位番号表編部之番

上記登録簿

昭和42年7月28日







福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭  
鉱業株式会社

# 日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番  
大隈一一番

昭和  
年  
月  
日

福岡県租鉉权登録才七五号

租鉉权増加設定 設備設計書  
租鉉区の増加申請書

昭和二年七月二十日申請

日吉炭坑 杉谷二尺坑（園石）

福岡縣炭坑權登録第755号

炭坑区の増加申請書

炭坑権者 株式会社衛生炭坑所

炭坑権者 共同石炭炭坑株式会社



行政区の増加申請

福岡道庁産業局長

基 部 課 長

昭和 2 年 7 月 20 日

北九州市若狭区本町 1 丁目 9 番 10 号

基 部 課 長 共同石炭鉱業株式会社  
代表取締役 入 交 大 兵 衛

福岡県基振部福岡町大字才田 226 番地

代理人 吉 川 茂 樹

福岡県基振部福岡町大字陽生 3 丁目

基 部 課 長 株式会社花巻生鉄製所  
代表取締役 大 西 重 吉 郎

下記の組織構について、行政区の増加の認可を受けたいので、  
区域図をもちびに紙床図およびその説明書、畑田書、および契約書  
を添えて申請します。

記

1. 行政区の増設をしようとする採掘権

(1) 採掘権の登録番号

福岡県採掘権登録第 2490 号

(2) 行政区の所在地

福岡県基振部福岡町、山田市

(3) 行政区の面積

568347-ル

2 租区および租区区域の増設をしようとする区域

(1) 租区番号

福岡県租区登録第755号

(2) 租区所在地

福岡県高橋郡橋本町、山田市

(3) 租区区域の面積

25717-A

(4) 増加しようとする土地の区域の所在地

福岡県高橋郡橋本町、山田市

(5) 増加しようとする土地の区域の面積

5497-A

(6) 増加した後に於ける租区および申請区域の所在地

福岡県高橋郡橋本町、山田市

(7) 合算面積

31207-A

(8) 租区を特出したときは、その租区

石炭層のうち本層群中の礫五尺層、下二尺層、土間八尺層、薄八尺層並びにこれに附随する耐火粘土

(9) 存続期間

昭和43年3月31日まで

(10) 租区料

租区料は375円

(11) 租区料の支払の時期

租区料の支払は3回払とし、第1回は昭和42年7月末日、第2回同年8月末日、第3回同年9月末日とする

(12) 租区料の支払の手法

租区料は3回の分納払とし、第1回は193万円、第2回193万円、第3回192万円宛を支払うものとす

収 束 説 明 書

北九州市若狭区本町1丁目9番10号

租区担当者 福岡石炭炭業株式会社

代表取締役 人 交 大 兵 衛

福岡県高橋郡橋本町大字才田226番地

代理人 吉 川 茂 明



1 地質の状況

増加申請区域の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されている。

この間に介在する炭泥層は筑豊炭田の直方層群である。

上層より竹谷層群、本層群、大鏡層群の三層層群が賦存している。

2 租区状況

(1) 位置

租区は増加区域域外にあり、当社所有租区(租区登録1275号)の北部に竹谷層群、南部に本層群、区域外に大鏡層群の各層群がある。

(2) 走向

走向線は概ね北西から北東に(概ねN40°E)向つて走っている。

(3) 傾斜

北東の増設区域域に向つて約20度傾斜している。従つて申請区域域には全炭層群が賦存している。

（四）原 石

編織五尺層	山丈	3.05m	原丈	0.83m
下二尺層		1.35m		0.68m
土間八尺層		1.95m		1.75m
海軍八尺層		1.91m		1.06m

（五）その他

当甲種区域に上記原石が賦存することは、現在の当社日曹院敷における探掘状態および左右の第一生産原級の探掘状態より推察し、明らかである。

産出原石および可採原石

原石名	原石比	原石量	可採原石量	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
編織五尺層	0.83	1,373,309	53,600	73,600	30	2,210	40	2,200	2,200
下二尺層	0.68	1,090,309	53,600	53,300	30	17,600	40	17,600	17,600
土間八尺層	1.75	3,200,309	53,600	50,100	30	4,100	72	4,100	4,100
海軍八尺層	1.06	1,696,309	53,600	90,900	30	27,300	72	27,300	27,300
計						373,600	1,420		47,900

注 原石層別20度として採掘係数1.0642を採用計算す  
 原石品位は約500ppm、可採品位は保証カラー一箇石約400ppm、備石約500ppmである。  
 探掘方法その他については別紙探掘設計書を参照のこと。

3 採行の実績

当甲種区域の採行状況は当社の杉谷二尺尺にして、熟石は昭和30年1月採出し、当初は山田新層層部に賦存する杉谷層（上二尺層、下二尺層）を産出主として採行したが該区域の重要部分の採掘に伴い、山田新層層部区域の土間八尺層（備石）の備石を採出し、土間八尺層採掘へ完全切替移り、当社の主力採石口として現在におよんでいる。

最近の出産実績は下記の通り

37年	38年	39年	40年	41年
427,697	494,827	487,757	659,277	747,487

4 予見される鉱石の産出および備蓄

（1）土地の埋蔵によるもの

埋蔵原石は備石であるので、その埋蔵は現状に賦存している備石をその賦存区域のみの部分探掘（ポット探掘約25mと想定）するので、鉱石の賦存量は高くないと推察される。

詳細は別紙探掘設計書を参照

（2）湧水または雨水の浸透によるもの

別紙探掘設計書を参照

（3）崩石または鉱さいのたれ溜りによるもの

別紙探掘設計書を参照

（4）傾倒の排出によるもの

なし

（5）その他の原因によるもの

なし

5 備考となる事項

詳細別紙探掘設計書に記載している。

通 出 書

北九州市若松区本町ノ丁目9番10号  
専任秘書 共同石炭鉱業株式会社  
代表取締役 人 文 太 共 衛

福岡県高橋區藤岡町大字才田226番地  
代理人 青 川 茂 明



本租税区の増加区域は、株式会社養生鉱業所所有の福岡県藤岡  
郡登録第2490号地区の西部中央部に位し、申請人が現在設  
定し、除却中の福岡県租税登録第755号より西部へ増加す  
るものにして、その設定地層は本層群中の地層五尺層、下二尺  
層、土層八尺層、砂層八尺層の四層層であります。

当増加区域の設定地層の面積に当つては、増加区域の層部にあ  
る申請人の経営する日曹炭鉱の形谷二尺坑より採出を奨励しま  
す。その方法は現在の本層および砂質層をそのまゝ採出し、本  
坑より片砂を搬送することにより、容易に採出されます。  
かように技術的、経済的見地より妥当であると想考されます。  
又之に對する瓦斯設備も完備してありますので区内外の諸坑に  
互つて採炭であります。

故に現状の設備を存続させ、弊社の労費の場のみならず地域社  
会と一体となつて、企業存続の意義と価値を見出し、安定的な  
生産体制確保の爲今回租税区を増加を申請する次第であります。  
認可後は申請人の鉱区と共に、合併協議を奨励しますので、合  
理的に、且経済的に開発し、鉱利の有効利用を図り得ること  
となります。

委 任 状

福岡県高橋郡梅瀬町大字才田 226番地

菅 川 茂 明

上記の者を私の代理人と定め下記の権限の行為を委任します。

福岡県第7区および同法規則第2条に基き、株式会社福生組  
が所有する福岡県高橋郡梅瀬町290号地区内に、当社所有の  
福岡県高橋郡梅瀬町755号地区より下記の通り租地区の増加  
申請を為し、許可通知書を受領し、並に認可通知書受領後は  
登録税を納付し、登録費既を受領し、並に受領の一切の行為

記

増 加 所 在 地	福岡県高橋郡梅瀬町、山田市
増 加 面 積	597アール
特 定 した 家 床	石段のうち、本層群中の幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層並びにこれに附随する耐火粘土

上記の通り代理委任の意思を表示します。

昭和24年7月 日

北九州市若狭区本町1丁目9番10号  
福生組 共同石段家床株式会社  
代表取締役 人 交 大 兵 衛

印鑑証明申請書

印 鑑



北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太 兵 衛

明治34年 8 月 15 日 立

手数料金 〇 円

上記印鑑の証明を申請する

昭和42年 〇 月 〇 日  
昭和 年 月 日

北九州市若松区本町1丁目9番10号

上 之 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太 兵 衛



代理人

福岡法務局 石松山 誠 所

御 中

上記のとおり証明する

昭和二十二年六月 日

昭和42年6月28日

福岡法務局 若松出張所

登記官 工藤重隆



登記簿抄本

1商号 美月石炭鉱業株式会社

1本店 北九州市若松区本町1丁目9番10号

1代表取締役の氏名住所

高知市小津町139番地

入交太兵衛

以下空白

上記は登記簿の抄本である。

昭和42年6月27日

福岡法務局若松出張所

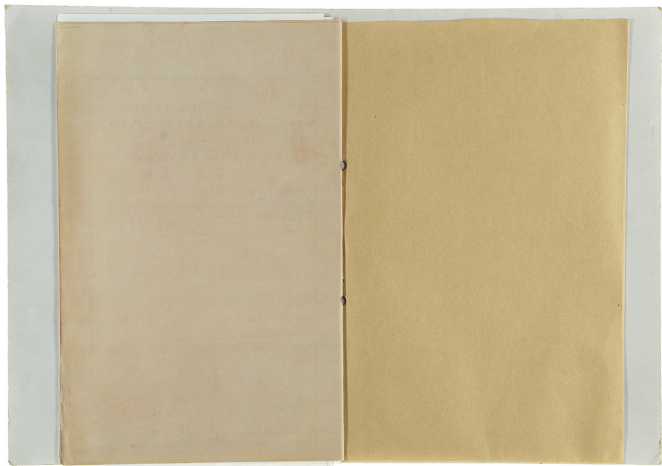
登記官 工藤重隆



登記簿抄本用紙 (1) 1.20000 (10000)



行方印









福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭

鋳業株式会社

日吉鋳業所

電話 稲築四三〇番  
大限一一番

昭和  
年  
月  
日

租鑛区増加設定

租鑛区成果表及面積計算表

共同石炭鑛業株式会社 日吉鑛業所



# 租 鑽 区 成 果 表 (租 鑽 区 增 加)

昭和 年 月 日計算

測 點 号	方位角(真北)	方 位 角 (位 置)	距 離 (M)	異 数		緯 距 (X)		経 距 (Y)		緯 測 点	緯 距 面	緯 距 面	第 一 法		第 二 法			
				cos	Sin	N (+)	S (-)	E (+)	W (-)				合 緯 距	合 経 距	緯 距	経 距	緯 距	経 距
1										1	76.251.9994	8949.999						
2	316°-02'-00"	NW 53-51-00"	426.000	0.7209594	0.6949825	347.127			292.211	2	10.949.967	8648.798						
3	52-30-00	NE 52-30-00"	438.000	0.6087664	0.7933523	261.287		391.182		3	10.688.100	8989.930						
4	62-30-00	NE 52-30-00"	120.000	0.6087664	0.7933523	78.027		92.202		4	10.610.009	9085.192						
5	145-30-43	SE 34-27-12"	462.787	0.8202588	0.5664744	381.956	262.037			5	10.991.505	9247.169						
6	237-08-00	SW 57-08-00"	120.000	0.5426257	0.8399357	65.122		100.792		6	11.056.627	9246.977						
7	237-08-00	SW 57-08-00"	227.000	0.5426257	0.8399357	123.190		190.665		7	11.172.817	9085.712						
8	112-08-00	SE 61-52-00"	147.000	0.4205250	0.8878127	70.137	121.376			8	11.250.074	9182.108						
9	156-18-42	SE 23-41-12"	397.870	0.9157444	0.4017614	357.021	156.635			9	11.607.075	9343.743						
10	275-44-43	SW 94-15-12"	292.000	0.1001302	0.9909743	29.222		290.784		10	11.582.863	9102.957						
11	241-14-43	SW 18-45-12"	239.000	0.9467114	0.3244946	228.723		91.304		11	11.212.940	9011.655						
12	237-08-00	SW 60-52-00"	68.000	0.4486436	0.8974497	32.105		57.977		12	11.200.835	8952.258						
13	304-01-24	SW 15-58-36"	30.000	0.9612738	0.2782457	28.841		8.257		13	11.251.974	8944.001						
99704 997046 386.440 986.400																		
0 0.002																		
3										3	10.688.100	8989.930						
4	52-30-00	NE 52-30-00"	120.000	0.6087664	0.7933523	78.027		92.202		4	10.610.009	9085.192	7305.1	3572.57	26036.466	7305.1	392.202	6.954661
5	145-30-43	SE 34-27-12"	462.787	0.8202588	0.5664744	381.956	262.037			5	10.991.505	9247.169	308.405	161.245	47.728.764	308.405	452.441	72.586.134
6	237-08-00	SW 57-08-00"	120.000	0.5426257	0.8399357	65.122		100.792		6	11.056.627	9246.977	3735.27	357.218	132438.028	65.122	613.626	39.964.460
8	325-31-42	SW 34-28-18"	470.086	0.8244062	0.5557986	371.513		256.446		8	10.682.100	8989.931				352.527	315.448	92.990.252
006.578 406.578 372.233 357.238																		
0 0.001																		
109.574 704 47.728.764																		
0 0.001																		
109.806 960 54902.920																		
2																		
= 549 A-L																		
102744.823 22.550.774																		
109.806 960 54902.920																		
2																		
= 549 A-L																		

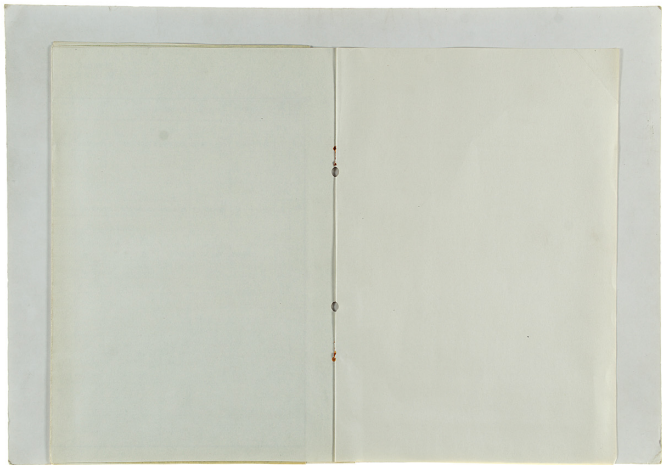


孔眼插鏡三角點 ~ 5 折口插鏡三角點 ~ 2 結測成果表

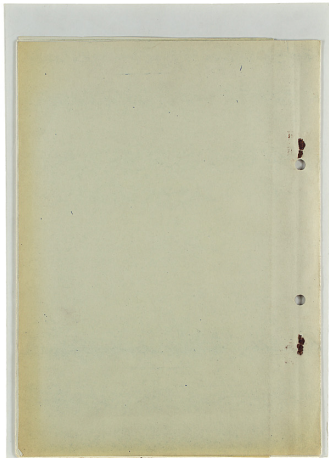
昭和 年 月 日 第 頁

觀測點	方位角(南北)	方位(象限角)	距離	真數		緯差(X)		經差(Y)		檢算點	結算距離	檢算距離	第一法		第二法	
				cos	sin	N(+)	S(-)	E(+)	W(-)				合算距離	檢算合算距離	檢距	倍算距離
孔眼																
孔眼 5	345°-14'-18"	14-45-42	847.366	0.7667940	0.2547788	82.400		283.65	5	10.791507	2.847.169		14-45-42	Sum 05 0.8546079 0.2547788	283.6542	1.969
													Sum 05 0.8546079 0.2547788		0.711.48	5.29
折口																
折口 2	112°-31'-15"	67-28-45	931.668	0.2880194	0.9287403		356.007	266.679	2	10.944.869	8.648.284		67-28-45	Sum 28 0.9287403 0.2880194	1115.48	8.36
													Sum 28 0.9287403 0.2880194		2687.48	2.015
孔眼插鏡三角點 ~ 5 結測				檢距	檢算											
孔眼 5	345°-14'-18"	14-45-42	847.366	0.7667940	0.2547788	82.400		283.65	5	10.791507	2.847.169		14-45-42	Sum 05 0.8546079 0.2547788	283.6542	1.969
折口 2	112°-31'-15"	67-28-45	931.668	0.2880194	0.9287403		356.007	266.679	2	10.944.869	8.648.284		67-28-45	Sum 28 0.9287403 0.2880194	1115.48	8.36
折口插鏡三角點 ~ 2 結測				檢距	檢算											
折口 2	112°-31'-15"	67-28-45	931.668	0.2880194	0.9287403		356.007	266.679	2	10.944.869	8.648.284		67-28-45	Sum 28 0.9287403 0.2880194	1115.48	8.36









# 登録税納付書

昭和42年7月28日

福岡通商産業局長 殿

住所 北九州市若松区本所ノ1丁目9番10号  
出願人(代表者) 共同石炭鉱業株式会社  
代表取締役 入江大吾  
住所 福岡県嘉穂郡福寿町大字226  
出願人 代理人 吉川茂明



下記出願について、別紙のとおり許可の通知がありましたので、通知書ならびに図面を添えて登録税金 600 円(収入印紙)を納付します

## 記

福岡出 42年 第 8 号 出願  
共同石炭鉱業株式会社 租税増加  
福岡県 嘉穂郡 福寿町 大字 226 号 租税増加

注意 ①登録料額は、裏面のとおりです。  
②登録税は必ず収入印紙を、裏面の粘付欄にはって納付して下さい。  
③収入印紙は、消印してはなりません。  
④登録料通知書を送付しますので、送付料として郵便切手50円を添えて下さい。

書 林 部 局 帳 登

登 録 税 額

1. 採掘権の設定	毎1件	金 6,000円
2. 採掘権の変更		
鉱区を増加又は増加及び減少	毎1件	金 3,000円
鉱区の減少	毎1件	金 600円
4. 探掘権の設定	毎1件	金12,000円
5. 探掘権の変更		
鉱区増加又は増加及び減少	毎1件	金 6,000円
鉱区の減少	毎1件	金 1,200円
鉱区の合併	毎1件	金 3,000円
鉱区の分割 分割後の鉱区	毎1箇	金 3,000円
6. 粗鉱権の設定	毎1件	金 1,200円
7. 粗鉱権の変更		
粗鉱区を増加又は増加及び減少	毎1件	金 600円
粗鉱区の減少	毎1件	金 120円
8. 砂鉱を目的とする鉱業権の設定	毎10万坪迄	金 900円
9. 砂鉱を目的とする鉱業権の変更		
鉱区を増加	毎10万坪迄	金 900円
鉱区の減少	毎1件	金 60円
但し鉱区を増加と同時に為す鉱区の減少については、此の限りにあらず。		
鉱区の合併	毎1件	金 180円
鉱区の分割 分割後の鉱区	毎1箇	金 180円

杉谷二尺坑（鑄石）

本層 詳上部說明

——  
下二尺層  
土間八尺層  
海軍八尺層

福岡縣租賦課課長第七五五号

租賦増加設定設備設計書

採掘者

株式会社 海生炭礦所

租賦者

共済石炭礦採株式会社

租賦増加設定設備設計書

一 申請人

北九州市若松区本町恵丁目九番拾号

共同 石炭炭業株式会社

右代表取締役 入交 太兵衛

日百貳貳

三原権省名及び敷山名、敷区番号

福岡県志摩郡新町大字鳴生五五番地

煤田権者 株式会社 炭生炭業所

右代表取締役 大西 重吉郎

第一 炭生炭業

福岡県煤田権登録第三四九〇号

現申請区域の所在地および面積

福岡県志摩郡新町、山田市地内

現在面積 三、五七〇一、一〇〇

増加面積 五、四九七、一〇〇

合計面積 九、〇六七、二〇〇

収目的とする鉱物の名称

石 炭 耐火粘土

英特定した鉱床

石炭層のうち本層群中の編組五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層並びにこれに附随する耐火粘土

六 地質の状況

申請区域の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されている。この間に介在する炭質層は東方層群であり、上部より竹谷層群、本層群、大鏡層群の三炭層群が賦存している。

富原は申請区域外にあり、当社所有鉱区（採査第一二七八号）の北部に竹谷層群、南部に本層群、鉱区外に大鏡層群の各層賦存がある。

走向線は概ね北西から北東に走り、北東の当申請区域にもかつて約二〇度傾斜している。従つて申請区域間には全炭層群が連続している。

主として申請区域の西部から深部に向つて、深上りの約五五米の山田川新層深上りの約一〇米の白金新層、深上りの約一八米の日吉新層、深上りの約八米の海八立入新層、深上りの約二米の右新二片新層がある。以上の新層は略南北に走る五層群であり、北部に延びるに従い落差は小さくなる傾向がある。

炭層深度は竹谷層群、本層群間は約七〇米、本層群、大鏡層群間は約一五〇米である。本層群中の下部炭層である編組五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の四炭層は火成岩の侵入を受け、割壊、燻石と炭質が炭化し、炭層もボケット状を呈する地塊が多い。

七 主要な鉱床の位置、走向、傾斜および厚さ

当申請区域の採査目的炭層は本層群中の下部炭層である。編組五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の四炭層として、走向は概ね三一大度北東に同つて約二〇度傾斜す。

各炭層共全区域に亘つて賦存している。炭層の厚さは凡そ左記の通り。

編組五尺層	山 丈	五〇五八米	炭 丈	四八五八米
下二尺層		一五一一米		一五一一米
土間八尺層		一八三三米		一八三〇米
海軍八尺層		一八一八米		一七〇〇米

八 古河の位置

増加申請区域内に於ける古河は細いが、右部の小原権堂第一津先炭鉱が採掘し海軍八尺層の古河があるも最短期距離で二七〇米の間隔があり、敷古河には溜水はなく、第一津先炭鉱で揚水中であるので先炭は無い。

他、炭層（編組五尺層、下二尺層、土間八尺層）は周辺には古河は無い。

九 堀成炭坑および可採炭層

炭層名	炭大 寸法 (m)	比 率 (%)	平均 厚 度 (m)	埋 藏 量 (t)	埋 藏 率 (%)	埋 藏 量 (t)	埋 藏 率 (%)	埋 藏 量 (t)	埋 藏 率 (%)	埋 藏 量 (t)	埋 藏 率 (%)
堀成五尺層	0.677	6.6	4.373	10,800.20	10.6%	33,600	7,360.30	22.00	9.0	2,200	2.00
下二尺層	0.67	6.6	4.090	10,800	10.6%	33,600	22,500.30	72.00	40	2,200	2.00
土間八尺層	1.710	16.6	2.800	10,800	10.6%	33,600	17,600.30	53.00	72	22,500	20.00
海軍八尺層	1.070	10.3	4.694	10,800	10.6%	33,600	9,000.30	27.00	72	18,700	17.00
計						33,600	57,460.30	172.00	112.00	6,900	6.00

十一年間における平均出炭高

年産1<U>0000屯(月産平均1<U>0000屯)

右記出炭は日百炭鉱全炭の出炭高である。

堀成炭層の出炭高は

杉谷二尺坑 年産20<U>000屯(月産7<U>000屯)

十一 採掘方法

本層群の下部炭層である堀成五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の四炭層は現在進行中の杉谷二尺坑より採掘する。

炭坑は、昭和二十八年一月十三日開坑し、昭和四十年五月二十九日付四十番酒券第四第六八号を以て海軍省の認可を受け、現在主として土間八尺層を採掘作業中の石炭坑である。

本坑坑口は、現在の坑口で敷区第一七二七号以下同じ(一)より二七二七度二分、距離六一九米(水平距離以下同じ)の位置である。

採掘坑口は現在の坑口で敷区第一七二七号より二七二七度十五分、距離六〇〇米の位置である。

入道坑口は現在の坑口で敷区第一七二七号より二七二七度五分、距離六〇〇米の位置である。

イ 堀成五尺層、下二尺層の採掘方法

堀成五尺層は三井山野炭坑における試掘の結果、炭層中に火成岩が浸入してゐることが明らかであり、従つて炭層の崩壊と炭質の変化等が考慮される。

又下二尺層も同様であり、且薄層であるので發掘する本坑の各片層坑道(土間八尺層和層)より臨時立入坑道を設け、採炭を実施し採掘可否を調査し、経済的可採区域を掘削の上、該区域に対し前記片層の専立炭層より立入坑道を設定して掘炭の上、各和層坑道の片層を設定してそれぞれ採掘を実施するものとする。

土間八尺層、海軍八尺層の採炭方法

増加産炭区域における土間八尺層及海軍八尺層の採炭方法は、現在の一掃法（附示A点）よりその儘の第一卸方向（方位 $55^{\circ}00'$ 分）平均傾斜十二度の土間八尺層坑道（加背 $30$ 型米 $\times 31$ 二米）を $15$ 米掘進し、粗炭区域（調査炭層 $5$ 米）に達するまで中止する。

第一掃炭部は現地点（右二十四片図示B点）よりその儘の掃炭卸方向（方位 $55$ 度 $00$ 分）傾斜十二度の土間八尺層坑道（加背 $30$ 型米 $\times 31$ 二米）を $15$ 一 $1$ 米掘進し、右二十八片に連絡するまで中止する。以上の方法により幹線坑道を完成せしめ、土間八尺層片層を右部に右二十五片より右二十八片間の四片層を設定する。

片層間隔は原則として $50$ 一 $10$ 米とする。片層坑道（加背 $1$ 、 $8$ 二米 $\times 1$ 、 $8$ 二米）の長さは、最大 $50$ 一 $10$ 米、最小 $30$ 一 $0$ 米である。

海軍八尺層の片層は現在設定している片層及び右記断面片層より層部へ立入れ、水平坑道を掘さくし、海軍八尺層に繋炭せしめ層層坑道を設け採炭を実施する。

採炭方法は、設定中産炭層（幅幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層）は無煙、燐石に充ちているものと採定されるので、燐石採掘に即応した昇肉炭柱（通称ボケット採掘）を実施する。切羽巾は $2$ 一 $6$ 米で兼次の試存炭層を採炭し採掘する。

切羽の支柱は通常坑木の荷合棒で行ない、採掘部には必要に及び、空木根、真木根、又は渡巻充塊を実施する。切羽穿孔はエヤードラムを使用し、炭塊採炭をなす。

本卸および掃炭卸坑道の支柱は通常鉄梁で脚は木脚とする。

片層坑道は木脚を原則とし、必要に応じて鉄梁を使用する。

十二 地表物件（別紙）の有無

増加産炭区域の地表には、山地帯、農村部帯、山野炭鉱社宅及び農地その他公共的物件として、果道、町道路等があり、採掘の影響範囲内にはいる。

詳細は別表の地表物件一覧表の通りである。

しかしながら前述の如く燐石採掘であるので炭層は短ならないものと想定してゐる。

十三 試存予防関係

八試存予防に關する採掘上の注意

地表は前述の通りであるが、採掘炭層との深さは土間八尺層層で、粗炭区域増加産層部で約 $15$ 一 $20$ 米、産部で約 $30$ 一 $40$ 米である。

中産炭層の採掘は兼次に試存している燐石をその試存区域のみの部分採掘（約二五 $\%$ と想定）を実施するので、試存は骨部であると想定している。

上層炭層の位置、層厚予定量および流失防止方法

試炭の一部は坑内採掘部で充塊処理するが、粗の積石は現在使用している日



百硬抽湯を利用する。

その方法は坑外に垂掛けられた硬面を竹炭七五層力硬面垂掛して硬ボケットに入れ、硬ボケットより約三〇〇米離れた日百硬抽湯場までダンツカー（穴電機）により硬抽する。

この硬抽区域内および附近には民家および公共施設等の附物件はなく、用地は私有地で被害は起らないが、若しその運れのある時は土留、石垣、堰等の防護施設を置かない、地廻り、崩落等の予防工事を為す。

⑤坑内排水法および洗炭排水放出施設にこれ等についての被害予防施設

杉谷二尺坑の現在の坑内水は常時毎分二〇〇へ立方メートル程度で、降雨期は毎分二立方メートルの増倍を為し、これに對する排水設備をなし、坑外へ排水する。

杉谷二尺坑における遊炭は現有の備石専用遊炭機（毎時二〇屯）に於いて、備石の手廻り、ふるい分け、粉砕等を行ない処理する。

但し水洗による遊炭は行なわないので、洗炭排水は全然ない。従つて排水に關する問題は無い。

十四 被害賠償に對する施設

①決定供託金以外の賠償設立金の方法、および賠償電燈の積立金

決定供託金は勿論、決壊償利率等の積立金には遺憾のない程、積立を実施する備石採掘による被害被害對象は起らないと判断されるので被害賠償の實は無いが、当該が租賦区設定の折には、本層野全層（上部炭層（有償）、下部炭

層（備石））を設定している。従つて有償採掘による原備者三井炭山株式会社に対し最終被害復旧積立金を積立てるとの契約を締結している。

即ち租界第六一四号（有償、備石）、同第六八七号「上部炭層の杉谷上二尺層のみ（有償）」の両租賦区については昭和四十二年一月所要金額の積立てを完了している（昭和四十二年三月末積立額四二五九万円）。

租界第七三四号の租賦区については、設定炭層は下部炭層（備石）であるので、被害の積立契約をなし、又租界第七五五号の租賦区「右部上部炭層（有償）左部下部炭層（備石）」に於いても昭和四十二年三月末積立てを完了し、現在（昭和四十二年三月末）積立額は三、八二二万円、合計四、一〇一万円の積立を了する。

②被害予知物件の賠償方針

海中層追加区域の設定炭層は前述の如く備石であるので、備石採掘による被害はないと判断している。従つて被害はない。然し乍ら前記の如く租賦区設定の折、有償と同時設定であるので、参考の爲その内容を記述すると、当地区は往時三井山野炭業所において竹谷層群の竹炭八尺本層及本層群中の上部炭層である杉谷本層を採掘終了した地区である。その後、右記両炭層の上部炭層を目的として、租賦権を設定し、竹炭八尺上層は当地区附近は此炭層の比炭、海原は備生炭業所生炭で採掘し、杉谷上二尺層及杉谷下二尺層は当地の日百炭、海原は備生炭業所生炭において採掘している現状である。

かように各社の株面が融合している。従つて故害については原則である三井炭山株式会社で統合、調査検討し各社で協議決定することとしている。故害その復旧の折衝及復旧の一切を三井炭山に代行を委託している。従つて前述の如く最良故害賠償保証金として積立てを實施している。

然し乍ら日常の復旧は前述の積立金とは別途に三井炭山の指示に従い、その都度賠償を行なつている。かような現況であるので当炭山自の賠償及復旧費

は無く、故害窓口である三井炭山山野事務所に一切を依存している。

又地元との故害賠償に関する協定  
前述の如く、三井炭山株式会社において故害賠償は總て代行するため地元との協定はなし。

#### 十馬 岡田炭区との関係

岡田炭区は南部に安藤、津生炭(事業閉買上)、東部に古河下山田炭、北部に第一津生炭(原相考)、西部に渡辺徳島炭がある。

中部区域の重複炭区関係は別紙図面の通りである。

岡田炭区は右記の通りであるが、油蔵区域は古河下山田炭及渡辺徳島炭とは相当の距離(約200米)があり、田安津津生炭とは渡距離であり、

又安藤炭の採掘奥層は大焼層群であるので岡田は知らない。

尚、中部区域の西部全数は当日百炭の合併油蔵区域であるので岡田はなし、南部及左右部は原相考の第一津生炭であるので、換算に當つては油蔵

案の承認を得て實施することにしてゐる。

又岡田炭区周囲には五米の調査奥層を設けて距離の起らない様にする。

十六

その  
他  
し

以上

地産物件一覧表

(単位 千円)

種別	数量	用途	合計 面積	特 許 面積	被 没 面積	備考
非 公 共	地 物	1107.160 <sup>㎡</sup> 1327 <sup>坪</sup>				
	宅 地	1107.160 <sup>㎡</sup> 1327 <sup>坪</sup>				
	水 田	1706.57 <sup>㎡</sup>				
共 産 股	畑 地					
	灌 漑					
	新 水 路	1.580 <sup>㎡</sup>				
	井 水					
公 共 地 産	高 地					
	そ の 他	1.60 <sup>㎡</sup>				
	学 校					
	役 場					
共 産 股	上記物件の敷地					
	その他の施設					
	河 川					
	橋 梁					
	堤 防					
	道 路	2.020 <sup>㎡</sup>				
合 計						

計 1107.160<sup>㎡</sup> 1327<sup>坪</sup>  
 1706.57<sup>㎡</sup>  
 1.580<sup>㎡</sup>  
 1.60<sup>㎡</sup>  
 2.020<sup>㎡</sup>

昭和二十二年七月二十九日

山形炭礦株式会社  
株式会社新庄炭礦所  
社長 大西重吉郎 殿

共同石炭炭業株式会社  
日吉炭礦所  
所長(取締役) 吉川茂明

租賦増設定および増加の完了報告

御社の特別の御厚意により、さきに御承諾を得ました当社設定  
の福岡県租賦増設第755号租賦区の一部区域の増加(土間八  
尺層、鑛石)および該租<sup>賦</sup>区の一部の新規租賦増設(杉谷層、有  
煙)の件につきましては、昭和二十二年七月二十日付にて福岡通商  
事務局にその申請をなし、別紙字しの通り昭和二十二年七月二十八日付  
にて認可を受け、毎日付にて租賦第755号の増加および租賦第  
775号新規租賦区設定の登録を完了致しました。

之も固えに御社の御厚徳の賜と深く感謝の意を表しますと共に  
御報告致します。

設備設計書添附圖

第五葉の内 第一葉

杉谷二尺坑

蝙蝠層採掘計画圖

縮尺三千分の一

第二葉

杉谷二尺坑

土間層採掘計画圖

縮尺三千分の一

第三葉

坑外

圖

縮尺三千分の一

第四葉

炭層柱狀圖

縮尺六十分の一

第五葉

杉谷二尺坑

坑道断面圖

縮尺三千分の一

第五葉の内 第一葉

杉谷三又筑  
蛸幅層 採掘計画圖

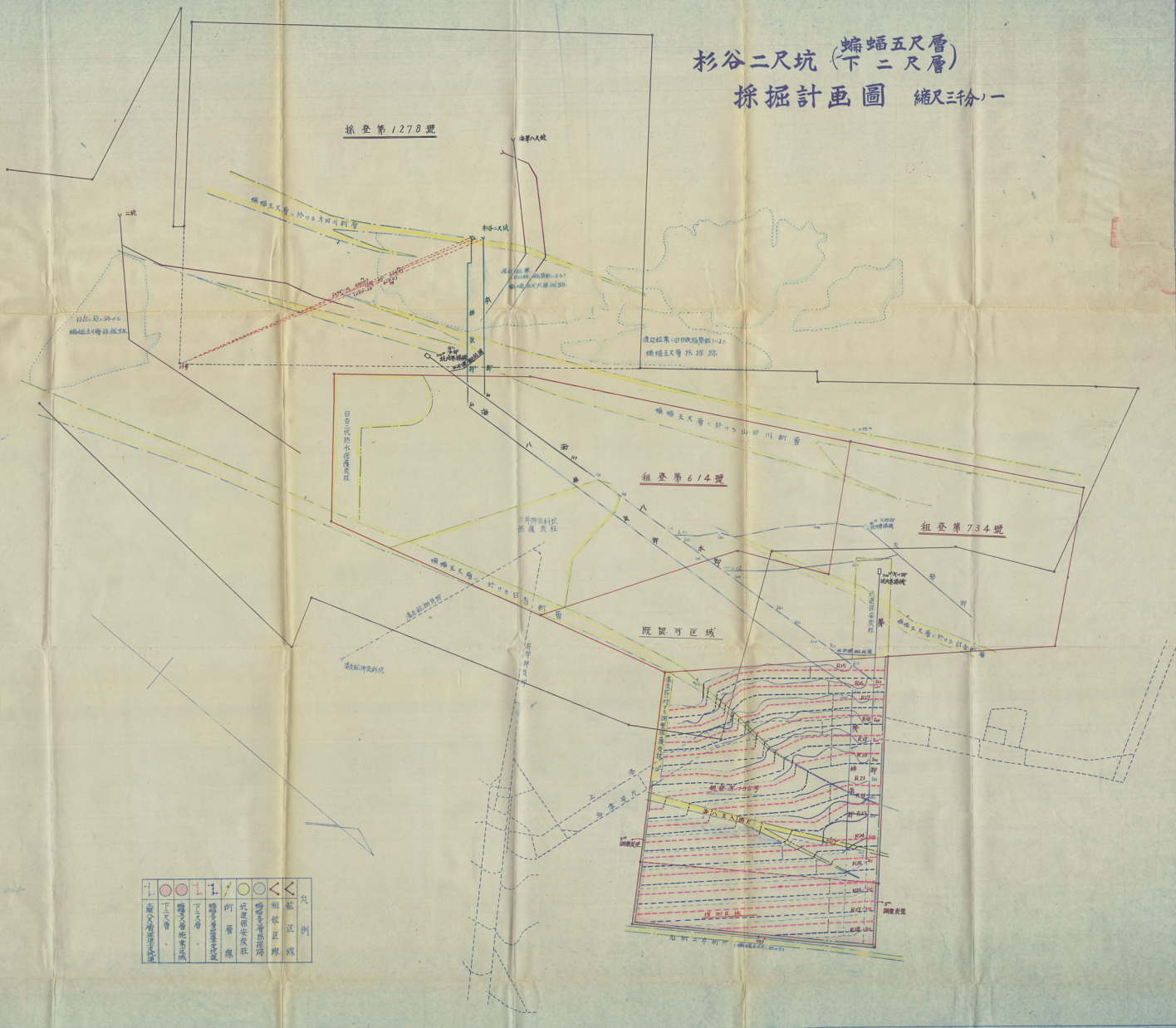
縮又三十分一

独葉権者 共済炭礦株式会社  
代表取締役 入文 太平衛  
録事代理人 吉川 茂



杉谷二尺坑 (蝙蝠五尺層)  
採掘計畫圖 縮尺三十分之一

採登第 1278 號



第五葉の内 第三葉

坑  
外  
圖  
縮尺三千分一

鑑査権者 共済堂 鑑査株式会社  
代表取締役 入交 太兵衛  
發行人 吉川 茂









第五葉の内 第四葉

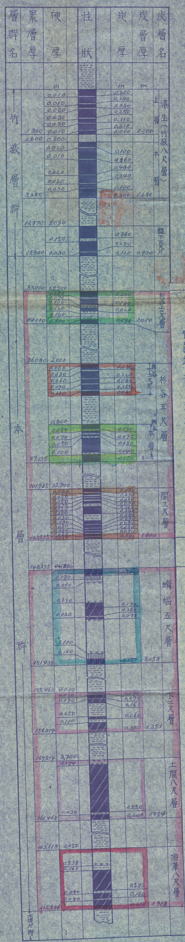
炭層柱狀圖 縮尺六十分の一

鉛筆権者 共済炭礦株式會社  
代表取締役 入交 太兵衛  
筆寫人 吉川 茂

共済炭礦

明

炭層柱狀圖 縮尺 1/20



竹炭坑に於ける採掘目的炭層

杉谷二尺坑に於ける採掘目的炭層

- 凡例
- 煙青炭
  - 燐石
  - 炭質頁岩
  - 灰成岩
  - 砂岩
  - 頁岩



第五葉の内 第五葉

杉谷三八坑 坑道断面圖

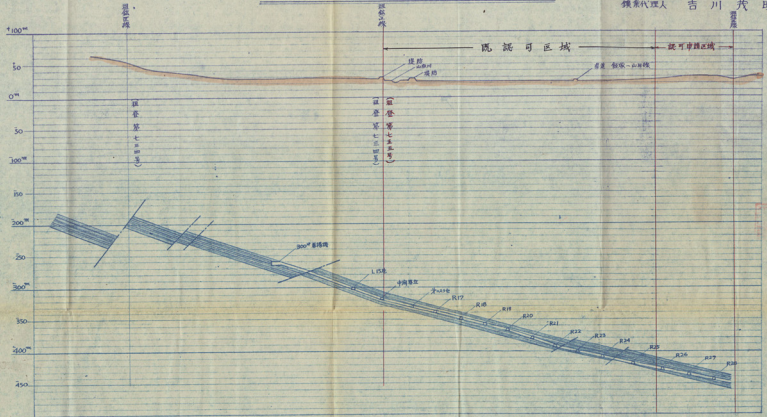
縮尺三十分の一

鉱業権者 共同坑道經營者  
代表取締役 入文 太兵衛  
録事代理人 吉川 茂



A-B 断面圖 縮尺 3000分の1

鑛業種名 共同石灰鑛業株式會社  
 選擇理由 入太兵衛街  
 代表取締役 吉川 茂明  
 鑛業代理人



福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷二二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭  
鉸業株式会社

日吉鉸業所

電話 稲築四三〇番  
大隈一一番

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭  
鉱業株式会社

# 日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番  
大隈一一番

昭和  
年  
月  
日